監 査 報 告 第 １ ４ 号

平成２６年１１月１８日

泉佐野市監査委員　　明　松　　　　優
同　　　　　　　向　江　　英　雄

監　査　結　果　報　告　に　つ　い　て

地方自治法（昭和２２年法律第１６７号）第１９９条第７項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第１　監査の概要

１　監査の種類
地方自治法第１９９条第７項の規定による出資法人監査

２　対象法人
泉佐野市土地開発公社

３　対象事項
泉佐野市土地開発公社（以下「公社」という。）に対する出資に係る出納その他の事務の執行

４　対象期間
平成２５年度（平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

５　実施期間

平成２６年８月２２日から同年９月３０日まで

6　実施方法

公社に対する出資に係る出納その他の事務の執行が、関係法令等の規定及び土地開発公社経理基準要綱に基づき適正に執行されているかという点に留意し、同公社に対して資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び提出資料に基づく公社職員からの説明聴取により実施した。

7　着眼点

今回の監査を実施するに当たり、公社に対する出資に係る出納その他の事務の執行について、以下の項目に着眼して実施した。

⑴　諸規程等の整備及び文書管理の状況

定款その他の規程等の整備及び文書の保管が適切に行われているか。

⑵　市出資金

市出資金の管理が適切に行われているか。

⑶　公印の管理状況

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

⑷　現金等の管理状況

現金、通帳等の管理が適切に行われているか。

⑸　財務諸表等の作成状況

財務諸表等の作成が法令等及び土地開発公社経理基準要綱に準拠して行われているか、また、財政状態及び経営成績が適正に表示されているか。

⑹　経理の状況

経理処理が適正に行われているか。

⑺　特定事務の状況について

公有地取得事業及び公有地売却事業に係る事務が適正に行われているか。

8　出資法人の概要

⑴　設立目的

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行い、もって、地域の秩序ある整備と住民福祉の向上に寄与すること。

⑵　設立年月日

昭和４９年6月１日

⑶　基本財産

５，０００，０００円（市の出資比率：１００％）

⑷　事務所の所在地

大阪府泉佐野市市場東１丁目２９５番地の３

⑸　実施業務

①　土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務

②　国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務

⑹　役員及び事務局職員（平成２６年3月３１日現在）

①　理事：１３名（副市長２名・教育長・市部長級職員１１名）

②　監事：２名（公認会計士１名・市部長級職員１名）

③　事務局職員：５名（市総務部総務課職員及び市会計管理者が兼務）

第２　監査の結果等

公社に対する出資に係る出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていた。

第３　意見

公有用地の保有高が３８億円と巨額なものとなっているので、今後も計画的に市への買戻しを進められたい。また、未払金の解消についても継続して努力されたい。